

平成25年度
下半期の

予算執行状況をお知らせします

【問い合わせ】財政課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

歳入

（収入率）

市 税	35億 304万円	102.7%
地方譲与税	2億 6,500万円	100.0%
利子割交付金	708万円	100.0%
配当割交付金	1,170万円	100.0%
株式等譲渡所得割交付金	1,949万円	100.0%
地方消費税	3億 1,411万円	100.0%
ゴルフ場利用税交付金	1億 6,213万円	100.0%
自動車取得税交付金	6,299万円	100.0%
地方特例交付金	981万円	100.0%
地方交付税	63億 5,743万円	100.0%
交通安全対策特別交付金	371万円	100.0%
分担金及び負担金	1億 8,538万円	91.7%
使用料及び手数料	1億 3,895万円	98.4%
国庫支出金	28億 5,627万円	66.5%
県支出金	17億 1,924万円	27.5%
財産収入	5,560万円	118.1%
寄附金	90万円	194.4%
繰入金	8億 7,027万円	64.5%
繰越金	12億 4,070万円	100.0%
諸収入	4億 1,593万円	101.3%
市 債	26億 5,430万円	31.8%

出資金等の状況

株券	4,420万円
出えん金	4,000万円
出資金	5億 9,322万円
寄託金	2,368万円
債権	4,852万円
合計	7億 4,962万円

※現在高

市債の状況

一般会計債	177億 3,712万円
下水道事業建設債	58億 7,859万円
水道建設事業債	36億 2,896万円
合計	272億 4,467万円

※未償還額

※数値は表示単位未満を四捨五入しています

一般会計

歳入 予算現額：208億 5,403万円
収入済額：166億 2,250万円（79.7%）

歳出 予算現額：208億 5,403万円
支出済額：146億 2,513万円（70.1%）

歳出

（執行率）

議会費	1億 5,778万円	96.0%
総務費	29億 3,534万円	60.2%
民生費	47億 7万円	84.3%
衛生費	39億 6,136万円	72.5%
農林水産業費	11億 2,606万円	47.3%
商工費	11億 7,524万円	91.9%
土木費	5億 5,576万円	41.9%
消防費	3億 3,757万円	95.7%
教育費	28億 3,635万円	68.6%
災害復旧費	11億 8,750万円	47.2%
公債費	8億 9,084万円	99.8%
諸支出金	8億 5,225万円	-
予備費	40億 907万円	0%

基金の状況

財政調整基金	14億 7,366万円
減債基金	7億 6,126万円
公共施設整備基金	8億 6,169万円
なめがた振興基金	4,837万円
揚排水施設維持管理基金	8,367万円
新公共交通運営基金	3,783万円
地域コミュニティ基金	1,668万円
行方市ふるさと応援寄附金基金	319万円
合併振興基金	20億 1,317万円
復興まちづくり支援事業基金	1億 97万円
国民健康保険支払準備基金	8,146万円
介護給付費準備基金	1億 5,421万円
農業集落排水事業債償還基金	1億 2,065万円
特定環境保全公共下水道事業債償還基金	1,964万円
流域関連公共下水道事業債償還基金	1,532万円
戸別浄化槽整備事業債償還基金	1,043万円
合計	58億 220万円

※現在高

特別会計・水道事業会計	会計名	収入			支出		
		予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率
国民健康保険特別会計	国民健康保険特別会計	53億 855万円	42億 631万円	79.2%	53億 855万円	49億 2,915万円	92.9%
	介護保険特別会計	32億 8,899万円	32億 1,105万円	97.6%	32億 8,899万円	29億 8,789万円	90.8%
	サービス事業勘定	1,065万円	901万円	84.6%	1,065万円	816万円	76.6%
後期高齢者医療特別会計	後期高齢者医療特別会計	3億 1,045万円	3億 227万円	97.4%	3億 1,045万円	2億 9,473万円	94.9%
	農業集落排水事業特別会計	1億 4,314万円	4,094万円	28.6%	1億 4,314万円	1億 754万円	75.1%
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	4億 9,743万円	2億 573万円	41.4%	4億 9,743万円	3億 8,090万円	76.6%
	流域関連公共下水道事業特別会計	3億 9,872万円	1億 4,114万円	35.4%	3億 9,872万円	3億 5,454万円	88.9%
	戸別浄化槽整備事業特別会計	1億 1,503万円	5,099万円	44.3%	1億 1,503万円	7,197万円	62.6%
	水道事業会計	7億 9,478万円	7億 9,492万円	100.0%	7億 9,478万円	7億 4,727万円	94.0%
水道事業会計	収益的収支	7億 9,478万円	7億 9,492万円	100.0%	7億 9,478万円	7億 4,727万円	94.0%
	資本的収支	1,350万円	1,752万円	129.8%	3億 4,014万円	3億 2,367万円	95.2%

平成 26 年度国民健康保険税の税率及び納期の改正について

1. 平成 26 年度国民健康保険税について

国民健康保険は、加入する皆さんが出し合う保険料（国民健康保険税）と、国や県などの補助金を財源として、医療費の一部を負担する助け合いの制度です。皆さんから納めていただく国民健康保険税（医療分・支援金分・介護分）は、ご自身や家族の暮らしと健康を守り、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度を支える大切な税金です。

行方市では、平成 18 年度から同税率で国民健康保険の事業運営を行ってきましたが、医療費の増加と被保険者の減少等により、厳しい財政運営を強いられています。国民健康保険財政の健全化を目指すため、平成 26 年度は次のような税率の改正を行います。

項目	医療分・支援金分・介護分に共通	税率・税額		
		医療分	支援金分	介護分
1. 所得割	加入者一人ひとりについて計算します。 平成 25 年中の所得から基礎控除 33 万円を除いた額に右の税率をかけます。	6.4% (5.0%)	1.8% (2.1%)	1.7% (1.5%)
2. 資産割	加入者一人ひとりについて計算します。 平成 26 年度分の固定資産税額（共有持分含む）に右の税率をかけます。	15.0% (22%)	4.0% (16%)	1.0% (5.0%)
3. 均等割	世帯内の加入者数に応じて計算します（1 人につき）。	21,000 円 (19,000 円)	3,000 円 (5,000 円)	16,000 円 (9,000 円)
4. 平等割	1 世帯につきいくらかと計算します。	26,000 円 (24,000 円)	7,000 円 (6,000 円)	－ 円 (3,000 円)
賦課限度額	1 世帯の年間限度額です。	51 万円 (51 万円)	16 万円 (14 万円)	14 万円 (12 万円)

上記、1～4 の合計額が 1 年間に納めていただく国民健康保険税の税額となります。

※（ ）内の数字は改正前の税率及び税額

2. 納付の時期について

現金や口座等で納付する普通徴収と、年金天引きにより納付する特別徴収の 2 通りの方法になります。普通徴収は、平成 26 年度からは納付回数を増やし、確定した年税額を 7 月～翌年 3 月までの 9 回で納付していただきます。

徴収方法	納付月											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
普通徴収 (現金納付・口座振替)				●	●	●	●	●	●	●	●	●
特別徴収 (年金天引)	●		●		●		●		●		●	

3. 年度の途中で社会保険に加入したときの国民健康保険税について

窓口で手続きをしていただいた後、月割で税額を計算します。

例えば、5 月に国民健康保険に加入して、12 月に脱退をした場合は、5 月から 11 月までの 7 カ月分の国民健康保険税を納めていただくようになります。

また、国民健康保険の取得及び喪失年月日は、市役所へ届け出をした日ではなく、保険の資格が発生・喪失した日となります。保険証の異動があったときは、14 日以内に届け出しましょう。

4. 納税義務者について

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者になります。

世帯を 1 つの単位としている国民健康保険税は、世帯主が職場の健康保険に加入している場合であっても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいれば、納税義務者は世帯主になります。

5. 軽減制度について

一定の所得より少ない世帯については、軽減の制度があります。詳しくは、税務課 市民税グループまでお問い合わせください。

【問い合わせ】 税務課（麻生庁舎）TEL 0299-72-0811

放課後児童クラブ・降園後保育指導員夏季臨時指導員募集

こども福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0130

夏休み中の放課後児童クラブ等の指導員さんを募集します。子どもたちの安心安全を見守り、一緒に遊んであげたりするもので、子どもの好きな方ならどなたでもできます。

募集内容 放課後児童クラブ等の夏季休業中の指導員

応募資格 健康で元気があり、子どもの健全育成に熱意があり、高卒以上の方

指導内容 子どもたちへの生活全般の指導、遊びを中心とする保育及び安全の確保

雇用期間 小学校・幼稚園の夏季休業中（7/22～8/29）

勤務日数 週4～5日程度（休業日：土日及び8/12～16）

勤務時間 午前7時45分～午後1時 午後1時～午後6時30分

※半日勤務が基本となりますが、都合により1日勤務になるときもあります。

時給 774円（交通費別途支給）

募集人員 10名程度

採用 電話等でこども福祉課までご連絡ください。後日、面接を経て採用を決定します。面接時に履歴書が必要となります。

申込期間 6月2日（月）～6月27日（金）

行方市文化会館

『ピアノに親しむ会』参加者募集

生涯学習課（北浦公民館内）

☎ 0291（35） 2908

行方市文化会館ではピアノを習っている方やピアノの経験のある方を対象にコンサートピアノを弾く機会を設けました。この機会にぜひ、コンサートピアノを弾いてみませんか？

開催期間 7月から12月までの指定した土・日曜日

時間 午前9時～午後5時（1人2時間以内）

実施場所 行方市文化会館（ホール、リハーサル室）

参加対象 行方市内に在住又は在勤する方（中学生以下の方は、保護者同伴でお願いします）

人数 8名（参加希望者多数の場合、抽選により参加者を決定させていただきます）

募集期間 6月1日（日）～6月29日（日）

参加費 2,000円

申込方法 直接窓口へお越しいただくか、お電話でお申し込みください。

問い合わせ・申込先 生涯学習課文化振興グループ（北浦公民館内）

行方市山田2175

☎ 0291（35） 2908



税金

のお知らせ

市税はコンビニエンスストアでも納付できます

市税の納付方法が口座振替以外（市役所や銀行等での窓口納付）の方には便利な方法があります。各税目の納付書に記載してある「納期限」内で30万円以下であれば、全国のほとんどのコンビニエンスストアで、いつでも納付ができます。市役所や銀行等の窓口が閉じている時間帯はコンビニ納付が便利です。

今月の税金

市・県民税 第1期
納付期限（口座振替日）は
6月30日です。

インターネットで公金支払いスタート！



行方市では平成26年度より、インターネットから税金が納付できる「ヤフー公金支払い」制度を導入しました。

6月は市・県民税が納付可能です。6月中旬に納税義務者に届く納税通知書の「クレジット納付用番号」と指定の「クレジットカード」をご用意すれば、パソコン又は携帯電話、スマートフォンから24時間納付ができます。

また、分割払いやリボ払いも可能な上、カード会社のポイントも貯まります。さらに、Tポイントが税金の一部として使えます。この機会に、ぜひご利用ください。詳しくはヤフー株式会社のホームページをご覧ください。

※口座振替を継続中の方は利用できませんが、口座振替廃止手続きをした後であれば利用することができます。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

わが家の耐震性を

確認しませんか

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

既存木造住宅の

耐震性を確認していただくための『耐震診断士派遣事業』を実施しますので、事業希望者を募集します。



東日本大震災で被害を受けた住宅の被害程度を診断するものではありませんので、ご注意ください。

【診断概要】茨城県木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般耐震診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定してもらいます。診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。

【対象住宅】昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下（延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの）

【対象者】「対象住宅」の所有者で、市税及び税外収入金を滞納していない方

【募集件数】4件（先着順。定数に達した時点で締め切り）

【調査費用】無料

【申込方法】所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出。

【募集期限】平成26年11月28日（金）

【注意事項】「耐震診断」や「耐震改修」に名を借りたセールスにご注意ください。市では、業者等のあつせんをすることはありません。

木造住宅の耐震改修設計・耐震改修工事費の補助について

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

地震に強いまちづくりを目指すため、木造住宅の耐震性を高めるための耐震改修設計・工事費用の一部を補助します。

東日本大震災で被害を受けた住宅の補修を対象としたものではありませんので、ご注意ください。

【補助金の額】

○耐震改修設計費用の3分の1

（限度額10万円）

○耐震改修工事費用の3分の1
（限度額30万円）

【補助対象工事】

○耐震改修設計及び耐震改修工事

○市への申請手続きをする前に契約を行った場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

【対象住宅】

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下・延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

一般耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であることが証明されるもの。また、耐震改修設計及び耐震改修工事を実施することで上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること。
※上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを表す数値です。

【対象者】

○「対象住宅」の所有者で、自己が居住するために耐震改修設計または耐震改修工事を実施する方

○市税及び税外収入金を滞納していない方

【募集件数】耐震改修設計・耐震改修工事ともに各3件（先着順。定数に達した時点で締め切り）

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出。

【募集期間】平成26年11月28日（金）

防災行政無線

テレフォンサービスが始まりました

総務課（麻生庁舎）

☎ 0299（72） 0811

市では、火災や大規模災害発生時、また行方不明者の捜査が必要な際等に、防災無線放送を行っています。

気象状況や地形などが障害となり、聞き取りにくい場合があります。

そのため、防災無線放送が聞き取れなかった方のために、放送内容を音声で案内するサービスを開始しました。

放送が聞き取れなかった際には、左記の電話番号にお電話ください。

なお、ご利用の際には、通話料金が発生します。

【防災行政無線テレフォンサービス番号】

☎ 0299・72・1144



平成26年度行方市新製品等 販売促進支援補助金制度

商工観光課（北浦庁舎）
☎0291（35）2111

新製品の開発や新製品の販売を積極的に行いたい商工業者の方に商品化促進費、宣伝広告費の一部を助成します。
補助対象者 本市に住所を有する個人又は事務所を有する法人又は団体（市税の滞納がないこと）
補助金の対象となる経費 概ね2年以内に製品化したもの及びこれから開発する製品であること

○商品化促進費（原材料、試作品の製作等に要する経費）

○宣伝広告費（新聞広告、チラシの製作・配布等に要する経費）

○事務費（消耗品、通信運搬、イベント出店等に要する経費）

補助金の上限・補助率

1 事業者 30万円（事業費の3／4以内）

事業者数

4 事業者（募集後審査があります）

募集期間

6月2日（月）から6月23日（月）まで



茨城県イノシシ保護管理計画 （第五期）の概要について

環境課（北浦庁舎）
☎0291（35）2111

近年、市内においてイノシシに関する目撃情報が多発するなど生息域の拡大が懸念されています。

県では、農林作物被害の安定的な軽減と人と野生鳥獣の共存に努めるため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第7条の規定に基づき、茨城県イノシシ保護管理計画（第五期）を策定しました。

計画期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間

保護管理対象区域

定義	被害対策地域	拡大防止地域
第四期計画までの保護管理対象区域であり、イノシシによる農作物被害が被害が報告され依然として続いておていなかった地域、引き続き被害域対策を行う地域	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、城里町、大子町	行方市、鉾田市、小美玉市

被害対策地域では、農林作物被害を平成12年度の水準に抑えること、拡大防止地域では地域からのイノシシの根絶に努めることを目標にします。

有害鳥獣（イノシシ） 捕獲について

行方市鳥獣被害対策協議会では、イノシシによる農作物への被害を防止するため、市内全域の山林等に『くくりわな』を設置してイノシシの捕獲を行っています。

わな付近には標識等が設置されていますので、十分ご注意ください。

また、わなに掛かっているイノシシを発見した場合には、決して近付かないでください。

【問い合わせ】

行方市鳥獣被害対策協議会（農林水産課内）

☎0291・35・2111



平成26年度労働保険 年度更新の申告・納付について

茨城労働局 労働保険徴収室
☎029（224）6213

○労働保険の年度更新は、6月1日から7月10日までが申告期間となります。申告の際は、年度更新申告書受理相談会をご利用ください。

○平成26年4月1日より一般拠出金率が改正されました。

○労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。申請手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替により納付できます。

納付日

納期	第1期	第2期	第3期
口座振替利用無の場合	7月10日	10月31日	2月2日
口座振替納付日	9月8日	11月14日	2月16日

※納付日が休日の場合は、翌営業日が納付日となります。

※詳しくは、茨城労働局労働保険徴収室、又は、各労働基準監督署・各公共職業安定所にお問い合わせください。

第6回なめがた狂歌

作品募集

生涯学習課（北浦公民館内）

☎ 0291（35）2908

あなたの狂歌が、歌碑になります

日常の出来事や、社会風刺、心のつぶやきなどを、あなたの言葉で五七五七七のリズムにのせて狂歌を作ってみませんか。テーマは自由。皆さまの応募をお待ちしています。

募集要項及び応募用紙は、各庁舎（総合窓口）及び公民館など市内の公共施設に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【応募条件】

① 作品は、本人が創作した未発表のものに限りです。

② 作品等の文字は、楷書ではっきりと書いてください。

③ 漢字には、「ふりがな」をつけてください。

④ 応募作品は、自由吟・課題吟の別は問いません（課題吟の本歌選択は自由とします）。

⑤ 応募作品は、返却いたしません。

⑥ 入選作品の発表や使用に関する権利は、行方市に帰属します。

⑦ 応募は、一人3首までとします。

⑧ 応募資格は問いません。

【応募方法】

「はがき」「封書」「FAX」「Eメール」「応募用紙」で。

○ 作品（課題吟の場合は本歌も・漢字

にはふりがな）

○ 郵便番号・住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号・職業（学校名学年）・賞状授与式への参加の可否を明記

【応募先】

○ 「はがき」「封書」で応募の場合

〒311-1704 行方市山田2175

行方市教育委員会

生涯学習課 「なめがた狂歌」係

○ 「FAX」で応募の場合

北浦公民館 FAX番号

0291-35-3773へ

○ 「Eメール」で応募の場合

name-shogaku@city.namagata.lg.jpへ送信

○ 「応募用紙」で応募の場合

各庁舎及び各公民館等に設置の応募箱へ

【応募料】 無料

【応募期間】

6月1日（日）～7月4日（金）

※当日消印有効

【発表と賞状授与式】

① 入賞・入選者全員に、審査結果を郵送にてお知らせします。

② 賞状授与式

期日 平成26年9月14日（日）

場所 霞ヶ浦ふれあいランド

③ 歌碑除幕式（賞状授与式終了後）

期日 平成26年9月14日（日）

場所 霞ヶ浦ふれあいランド

④ 入選作品は、「作品集」として刊行し入選者には無料配布

⑤ 行方市報及びホームページ上で審査結果発表

シリーズ 国民健康保険

国民健康保険では人間ドック等の助成を行っています

市では、平成26年度より人間ドック等助成事業を行っています。

【対象者】

次の要件をすべて満たしている方

- 1、ドック等受診日において満40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者であること。
- 2、国民健康保険税を滞納していない世帯の方。
- 3、特定健診を当該年度内に受診していないこと。

【受付期間】

毎年11月30日までに認印を持参の上、国保年金課（玉造庁舎）又は、各庁舎の総合窓口で申請してください。審査後、受診券が交付されます。

【助成金額】

○日帰り人間ドック又は1泊人間ドック	20,000円
○日帰り脳ドック（特定健診有り）	20,000円
○日帰り脳ドック（特定健診無し）	15,000円

【実施医療機関】

なめがた地域総合病院健診センターほか、市が契約した医療機関となります。

詳細については、国保年金課（Tel 0299-55-0111 内線131）までお問い合わせください。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） Tel 0299-55-0111

